

高圧および特別高圧連系の発電設備に係る電力受給契約のお申込方法等の変更についてのお知らせ

平素は、当社事業に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2022年4月1日をもって、高圧および特別高圧連系の発電設備に係る電力受給契約等にかかるお申込方法等を変更させていただきますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 本お知らせの対象

- ・ 2022年4月1日以降に、高圧および特別高圧連系の発電設備に係る「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱」にもとづく電力受給契約（以下、「電力受給契約」といいます。）および「発電設備系統連系サービス要綱」にもとづく系統連系契約（以下、「系統連系契約」といいます。）にかかるお申込み（ご契約内容の変更のお申込みを含みます）をご提出される発電事業者さま
- ・ 2022年4月1日時点で、電力受給契約および系統連系契約にかかるお申込み（ご契約内容の変更のお申込みを含みます）を、弊社へご提出済みの発電事業者さま
- ・ 2022年4月1日時点で、電力受給契約および系統連系契約を、弊社とご締結済みの発電事業者さま

2 申込書の統合

従来、電力受給契約および系統連系契約のお申込みに際しては、接続契約、特定契約および系統連系契約の申込書をそれぞれご提出いただいておりますが、2022年4月1日以降、これらを一つの申込書に統合いたします。

2022年4月1日以降、電力受給契約および系統連系契約のお申込みに際しては、「電力受給契約兼系統連系サービス申込書」（別紙のとおり）をご提出くださいますようお願いいたします。

お申込またくご契約	従来 (それぞれご提出)	2022年4月1日以降 (まとめてご提出)
接続契約	「再生可能エネルギー発電設備に関する接続契約申込書」	「電力受給契約兼系統連系サービス申込書」（別紙のとおり）
特定契約	「再生可能エネルギー発電設備に関する特定契約申込書」	
系統連系契約	「発電設備系統連系サービス申込書」	

なお、2022年3月31日以前に「再生可能エネルギー発電設備に関する接続契約申込書」をご提出済みの場合は、特定契約および系統連系契約のお申込みに際し、引き続き「再生可能エネルギー発電設備に関する特定契約申込書」および「発電設備系統連系サービス申込書」をご提出ください。

また、電力受給契約のお申込みを伴わない発電設備の設置にあたっては、系統連系契約のお申込みに際し、引き続き「発電設備系統連系サービス申込書」をご提出ください。

3 授受書類への捺印の廃止

従来、電力受給契約および系統連系契約に関し、発電事業者さまが弊社へご提出いただく書類については、発電事業者さまのご捺印をいただいておりますが、以下の書類を除き、2022年4月1日以降のご提出分より、原則、これを不要とさせていただきます。

また、従来、電力受給契約および系統連系契約に関し、弊社が発電事業者さまへ交付させていただく書類については、弊社の捺印を実施しておりましたが、以下の書類を除き、2022年4月1日以降の交付分より、原則、これを廃止させていただきます。

< 2022年4月1日以降も引き続きご捺印をいただく書類 >

- ・ 「振込先通知書」
- ・ 「名義変更通知書」
- ・ 必要に応じ発電事業者さまと弊社との間で取り交わしをさせていただく書類（工事費負担金契約書など）
- ・ その他弊社がご捺印をお願いする書類

4 契約書類の交付時期の変更

従来、特定契約および系統連系契約の締結を証する書類である「電力購入に係る契約のご案内」および「ご契約内容のお知らせ」は、発電事業者さまからの各契約のお申込みを弊社が承諾した時点で交付をさせていただいておりましたが、2022年4月1日以降の承諾分より、それぞれ受給開始後および系統連系サービス開始後に交付させていただくことといたします。

また、接続契約および工事費負担金契約の締結を証する書類である「系統連系契約に係る契約のご案内」については、従来どおり、工事費負担金契約の締結意思をお示しいただいた時点で交付をさせていただきますが、その後のご契約内容の変更のお申込みについては、原則、弊社が当該お申込みを承諾した時点での当該契約内容の変更を証する書類の交付はせず、最終的な電力受給契約の内容として、「電力購入に係る契約のご案内」を受給開始後に交付させていただきます。

なお、各契約のお申込み（ご契約内容の変更を含む）を弊社が承諾した時点では、口頭または電子メールにてその旨を発電事業者さまへお伝えいたします。

以 上

本件に関するお問い合わせ先

中部電力パワーグリッド株式会社

052-973-2194

受付時間：9：00～17：00（土日、祝日を除く）